

平成 29 年 1 月 10 日 学長裁定

平成 29 年 2 月 1 日 適用

神戸大学オープンアクセス方針

(趣旨)

1. 神戸大学(以下「本学」という。)は、世界最高水準の教育研究拠点の構築と世界的な存在感の向上を実現し、現代及び未来社会の課題の解決と学術研究の発展に寄与するため、神戸大学研究憲章に掲げられた目標の通り、本学の卓越した研究成果を広く世界に向けて発信する。このため、本学に在籍する役員及び教員(以下「教員」という。)によって得られた研究成果のオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

2. 本方針において、研究成果とは、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された、教員が主著あるいは共著を務めた学術論文等の学術情報を指す。

(研究成果公開の権限)

3. 本学は、教員の研究成果を、神戸大学学術成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって、インターネット上で公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

4. 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(研究成果の提供)

6. 教員は研究成果について、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版の論文を、著者版を許諾している場合は著者最終稿を、共著者の同意を得た上で、すみやかに本学に提出する。

(リポジトリの運営)

7. リポジトリの運営に関わる事項は、「神戸大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(運用と検証)

8. 本学は、本方針が趣旨に沿って有効に機能しているか定期的に検証する。

(方針の改訂)

9. 本方針の内容は、前項の検証及び国内外のオープンアクセスに関する動向を踏まえて、必要に応じて改訂する。

(その他)

10. 本方針に定めるものの他、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。